気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律案 に対する意見

全国市長会

標記法律案の改正に当たっては、市町村に新たな義務付けがなされる ことから、下記事項について十分に配慮されたい。

記

- 1 今般の法改正により、特別警報(仮称)の周知を新たに義務付ける 理由及び必要性を明らかにするとともに、周知の義務付けに伴う責任 を具体的に示し、市町村の過重な負担とならないよう配慮すること。 併せて、今般の改正内容について、国の責任において、全ての市町 村に対し周知の徹底を図ること。
- 2 特別警報(仮称)の基準を定めようとする時は、地域の実情を反映 させるため、都道府県知事の意見の有無にかかわらず、必ず関係市町 村長の意見を聴くこと。
- 3 特別警報(仮称)の導入に当たっては、システム改修や防災無線の 新設などの施設整備のほか、地域防災計画の修正などの防災体制の整 備が必要になる可能性が強いことから、各市町村における体制整備に 要する期間に配慮するとともに、国の責任において、財政措置を含め た総合的な支援策を講じること。